

長船中学校校内ルール

瀬戸内市立長船中学校

1 教職員のスマホ等の使用について

- (1) 私有するスマホ等を教育活動が行われる場所で所持することは禁止する。
- (2) 生徒のスマホ等に電話・電子メールをすることは、原則として禁止する。
- (3) 生徒との間でスマホ等の番号やメールアドレス・アカウントを取得したり伝えたりすることは禁止する。また、SNS（LINE、Facebook、Twitter、Instagram等）でのやり取りも禁止する。
- (4) やむを得ず緊急時等の連絡先として生徒のスマホ等の番号を取得したり伝えたりする場合には、原則として事前に校長及び保護者の許可を得ること。また、取得したスマホ等の連絡先は、個人情報として適切な取扱いに留意すること。

2 個人情報の管理について

- (1) 成績等の個人データの校外への持ち出しは、原則として禁止する。
- (2) やむを得ず、情報等を校外へ持ち出す場合は、校長の許可を得ること。また、電子データでの持ち出しについては、市教育委員会が整備したUSBメモリに限る（USB管理台帳に記入すること）。
- (3) 私有の端末や記録媒体等は、使用できない。
また、使用する個人所有端末等について、情報機器台帳に必要事項を記載すること。
- (4) 学校行事等において生徒の写真・ビデオ撮影を行う際は、原則として学校のカメラ等を使用すること。やむを得ず私有する撮影機材を使用する場合には、撮影機材使用許可申請書により校長の許可を得ること。
- (5) 校外への情報の持ち出しについては、細心の注意を払って取り扱うこと。特に、自家用車を用いて移動する場合には、目的地以外の場所に立ち寄らない。やむを得ず車を離れる場合にあっては、情報等の所持品は常に携行する等に留意すること。
- (6) 業務で使用するパソコンには、ファイル交換ソフトをインストールしてはいけない。
- (7) 個人情報の紛失等の場合には、直ちに校長に報告を行うこと。
- (8) 情報機器等の管理責任者を教頭とし、人事異動等で情報機器等を返却するときは、管理責任者の確認を受けること。

3 体罰等の防止について

- (1) 密室となる場所において生徒と1対1で対応することは禁止する。1人で指導する場合は、事前に管理職に告げておくとともに密室状態にならないように留意する。
- (2) 生徒への不必要な身体接触は禁止する。
- (3) 教職員が体罰と疑われるような行為を行った場合や、そのような情報を得た場合には、直ちに校長へ報告を行うこと。

4 学校徴収金等について

- (1) 現金を教室や職員室に保管することを禁止する。現金を預かった場合は、必ずその日のうちに銀行の口座に入金したり、業者に支払ったりすること。
- (2) 部活動等に係る経費を生徒から徴収する場合は、保護者に文書で会計報告を行うなど、公金の扱いに準ずること。
- (3) 未納金の教職員による立て替え払いは禁止する。

5 自家用車による生徒の送迎について

- (1) 教職員の自家用車に生徒を同乗させることは禁止する。緊急時であってやむを得ない場合は、校長の許可を得て行うこと。以下削除

6 その他

上記以外のルールについて、岡山県教育委員会及び瀬戸内市教育委員会の通知等に準ずる。

生徒・保護者向け相談窓口は教頭（0869-26-2029）で、教育委員会（セクハラや体罰）にも相談窓口（0869-34-5640）がある。